

議案第 99 号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 6 月 17 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成 13 年さいたま市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～37 [略]		1～37 [略]	
38 法第 68 条の 5 の <u>3 第 2 項</u> の規定による地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査	[略]	38 法第 68 条の 5 の <u>2 第 2 項</u> の規定による地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査	[略]
39 法第 68 条の 5 の <u>5 第 1 項</u> の規定による地区計画等の区域における建築物の容積率に関する特例又は同条第 2 項の規定による地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]	39 法第 68 条の 5 の <u>4 第 1 項</u> の規定による地区計画等の区域における建築物の容積率に関する特例又は同条第 2 項の規定による地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]
40 法第 68 条の 5 の <u>6</u> の規定による地区計画等の区域における建	[略]	40 法第 68 条の 5 の <u>5</u> の規定による地区計画等の区域における建	[略]

建築物の建ぺい率の特例の認定の申請に対する審査	
4 1 ~ 5 1 の 4 [略]	
5 2 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イの規定による優良宅地造成認定の申請に対する審査</u> (1)~(8) [略]	[略]
5 3 [略]	
5 4 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号口、 <u>第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは第7号口又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号口の規定による優良住宅新築認定の申請に対する審査</u> (1)~(6) [略]	[略]
5 5 ~ 6 0 [略]	
6 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び第63項に規定するものを除く。） (1) 一戸建てのもの (2) 一戸建て以外のもの	1戸につき次に掲げる額を認定の申請の住戸の数（以下「申請戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項から第65項までにおいて同じ。） 57,000円

建築物の建ぺい率の特例の認定の申請に対する審査	
4 1 ~ 5 1 の 4 [略]	
5 2 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イの規定による優良宅地造成認定の申請に対する審査</u> (1)~(8) [略]	[略]
5 3 [略]	
5 4 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号口、 <u>第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第6号若しくは第7号口又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号口の規定による優良住宅新築認定の申請に対する審査</u> (1)~(6) [略]	[略]
5 5 ~ 6 0 [略]	

ア 床面積の合計が 500平方メートル以下のもの	127,000円
イ 床面積の合計が 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	200,000円
ウ 床面積の合計が 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの	389,000円
エ 床面積の合計が 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	692,000円
オ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1,185,000円
カ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	2,187,000円
キ 床面積の合計が 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	3,123,000円
ク 床面積の合計が 30,000平方メートルを超えるもの	3,824,000円

62 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適	1戸につき次に掲げる額を申請戸数で除して得た額
---	-------------------------

合すると認められているもの（次項に規定するものを除く。）

(1) 一戸建てのもの 6,000円

(2) 一戸建て以外のもの

ア 床面積の合計が500平方メートル以下のもの 13,000円

イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 24,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 35,000円

エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 65,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 112,000円

カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 185,000円

キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 228,000円

ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 243,000円

63 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、長期優良住宅法第6条第2項の規定に

よる申出のあるもの

(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外のもの

1戸につき次のア及びイに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額

ア 第61項各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（一戸建て以外のものにあつては、申請戸数で除す前の額）

イ 第1項各号に掲げる床面積の区分に応じて当該手数料の額の欄に定める額に相当する額

(2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの（次号に該当するものを除く。）

1戸につき次のアからウまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額

ア 前号アに定める額

イ 前号イに定める額

ウ 第3項各号に掲げる建築設備の区分に応じて当該手数料の額の欄に定める額に相当する額

(3) 構造計算適合性判定を行うもの

1戸につき次のアからエまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額

ア 第1号アに定める額

イ 第1号イに定める額

ウ 第1項の2

	<p>右欄の表中床面積の区分に応じて当該手数料の額の欄に定める額に相当する額から3,000円を控除した額に100分の105を乗じて得た額に3,000円を加算した額</p> <p>エ 法第87条の2に規定する建築設備を含むものにあつては、前号ウに定める額</p>
<p>64 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>1戸につき第61項各号又は第62項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額を申請戸数で除して得た額</p>
<p>65 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査で、同条第2項で準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外のもの</p>	<p>1戸につき次のア及びイに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額</p> <p>ア 第63項第1号アに定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 第63項第1号イに定める額</p>

<p>(2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの(次号に該当するものを除く。)</p> <p>(3) 構造計算適合性判定を行うもの</p>	<p>1戸につき次のアからウまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額</p> <p>ア 前号アに定める額</p> <p>イ 前号イに定める額</p> <p>ウ 第3項各号に掲げる建築設備の区分に応じて当該手数料の額の欄に定める額に相当する額</p> <p>1戸につき次のアからエまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額</p> <p>ア 第1号アに定める額</p> <p>イ 第1号イに定める額</p> <p>ウ 第63項第3号ウに定める額</p> <p>エ 法第87条の2に規定する建築設備を含むものにあつては、前号ウに定める額</p>
<p>66 長期優良住宅法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>1戸につき 2,200円</p>
<p>67 長期優良住宅法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の地位の承継の申請に対する審査</p>	<p>1戸につき 2,200円</p>

備考

1～3 [略]

4 第61項及び第62項において「床面積の

備考

1～3 [略]

合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第6 1項から第6 7項までの規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用する。